

# 県立恩賜箱根公園 管理運営業務の内容および基準

## I 県立恩賜箱根公園の概要

### (1) 所在地

足柄下郡箱根町箱根、元箱根

### (2) 公園面積

約 15.9ha 「令和2年4月1日時点」

### (3) 公園の特性

本公園は、箱根の代表的な観光スポットである芦ノ湖の湖畔に位置する明治時代の離宮（箱根離宮）跡地を活かした公園で、仕立てられたツツジやアセビなどの株物、スギ、マツなどの老木が由緒ある庭園の雰囲気醸し出しています。また、本公園は、箱根離宮当時の地形、施設の痕跡を生かした公園整備が評価され、近代造園文化の発展に寄与した名勝地として、国登録記念物（文化財保護法によって定められた、保存及び活用のための措置が特に必要とされる記念物）として平成25年8月1日に登録されました。

芦ノ湖に面する部分には箱根の自然林が残り、周辺も自然環境に恵まれ、園内には様々な草花や夏鳥を始めとする野鳥や野生動物が見られます。芦ノ湖と富士山などの眺望も良く、観光客が多く立ち寄ります。

### (4) 公園施設

#### ① 園路及び広場

園路、中央広場、藤棚広場、塔の鼻広場、湖畔の広場、草花の丘 等

#### ② 修景施設

植栽地、花壇 等

#### ③ 休養施設

休憩所、ベンチ 等

#### ④ 便益施設

トイレ 等

#### ⑤ 管理施設

管理事務所（湖畔展望館）、管理詰所、門、柵 等

## II 管理運営方針

指定管理者は、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針（2019年3月改定）」を十分に把握した上、次の管理運営方針の内容を理解し、指定管理業務を行うこととします。

### (1) 基本方針

箱根離宮跡、旧東海道やスギの大木など歴史的資源や芦ノ湖に突出した半島の緑地を保全することとします。併せて、芦ノ湖と富士山を中心とする優れた自然景観を眺望できる場を提供し、箱根離宮跡地としての庭園管理を行うこととします。

### (2) 自然環境保全方針

樹林地は景観的にも公園内環境としても重要であり、遷移に任せ自然林として保護することとします。なお、眺望の良い箇所を支障竹木については、剪定、伐採を検討し、

必要最低限の剪定等を行うこととします。また、希少な動植物を保全するとともに四季の移ろいを感じられるような維持管理に努めることとします。

### (3) 運営方針

- ① 広報や情報発信等の工夫を行い、利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用促進に必要な取組を管理運営に反映させることとします。
- ② 歴史公園 100 選に選定されていることから箱根離宮として造営された歴史を尊重し、管理運営を行うこととします。
- ③ 湖畔展望館等を利用者へのサービス提供や交流拠点、情報発信拠点、環境教育運営拠点として箱根の歴史の普及啓発に努めながら運営することとします。
- ④ 「関東の富士見百景」に選定されていることから、富士山の見える景観の保全・活用を通じて美しい地域づくりの推進に努めることとします。
- ⑤ 公園をフィールドとして活動する多様な人材と、ネットワークの形成に努めるとともに、様々な団体グループとの連携によって公園利用の促進に努めることとします。
- ⑥ 外国人を含む遠方からの観光客が多い公園であり、利用者が安全で快適に園内の静寂な環境を享受できるような管理運営を行うこととします。
- ⑦ 多様な公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、障がい者、幼児から高齢者まで誰もが安全、安心して楽しめる管理運営を行うこととします。
- ⑧ ゴミの持ち帰り・省エネルギー・再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めることとします。
- ⑨ 公園周辺施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を超えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上を目指すこととします。
- ⑩ 近隣の皇室ゆかりの庭園等との連携によるガーデンツーリズムの推進に努めることとします。

### (4) 維持管理方針

- ① 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で、清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ② 利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組む維持管理を行うこととします。
- ③ 植物管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）について、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性及び生態系に配慮した上で、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行うこととします。
- ④ かつての箱根離宮の面影を残す礎石、スギやマツの老木、苔むした石垣などを保全し、歴史的雰囲気醸成するような管理運営に努めることとします。
- ⑤ 芝生地や緑陰の保全、育成に努めることとし、芝生地の裸地化を避け、芝生地の良好な育成を図ることとします。
- ⑥ 国登録記念物に登録されていることから構成要素の保存に配慮した維持管理を行うこととします。
- ⑦ 利用者や様々な団体との情報交換を図りながら、維持管理業務を行うこととします。

#### (5) 安全・安心な公園への方針

- ① 園路や休憩施設、遊具などの公園施設は、日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行うこととします。また、施設沿いは、除草や剪定をこまめに行い、周囲からの死角を解消し、事件・事故の発生を未然に防止することに努めることとします。
- ② 新型コロナウイルス等の感染症への対応など、想定される様々な危機への的確な対応に努めることとします。
- ③ 本公園は、神奈川県地域防災計画で、広域応援活動拠点に指定されています。これらを踏まえ、指定管理者は、大規模地震等、大規模災害発生時に、県・地元自治体と連携・協力して災害対応に努めることとします。
- ④ 台風や豪雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践することとします。また、指定管理者は県及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、被害軽減のための対応を行うこととします。

#### (6) ゾーン別の方針

園内を機能・目的・自然環境等により、別紙「維持管理基準書」のゾーン図に示すゾーンに分けています。ゾーンごとの方針は以下のとおりですが、方針の趣旨を十分参酌し、当該ゾーン以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。

##### ① 街道・水辺ゾーン

杉の小道や芦川橋、藤棚広場があるゾーンで、国道1号と接する公園の外周部です。外部から公園の存在が分かりやすいよう植物管理を行うとともに、公園の外周部や駐車場付近で公園へ誘導する分りやすい案内を行うこととします。

##### ② 導入部ゾーン

公園のメインエントランスで、駐車場があり、中央門から拠点施設ゾーンまでのアプローチとなるゾーンです。園内への導入部となることから、公園施設の案内やイベント情報、マナーや注意事項などの情報提供を徹底することとします。修景的な植栽等による演出を行うなど、来園者に公園への期待を抱いていただける、清潔で修景に配慮した維持管理を行うこととします。

##### ③ 拠点施設ゾーン

湖畔展望館・中央広場・弁天の鼻展望台など、当公園の拠点施設があるゾーンです。由緒ある国際観光地「箱根」の中にある離宮跡地を彷彿させるよう、仕立物の刈り込みや松の剪定など庭園としての良好な維持管理及び運営を行うこととします。また、展望施設からの眺望を妨げないような樹林地の維持管理を行うこととします。

##### ④ 樹林地ゾーン

広場や湖畔展望館周辺の樹木以外の樹林地については、マツ枯れ防止や危険性のある枯損木の処理など樹林地の保全に必要な維持管理を行うとともに、のり面の浸食・土砂流出に注意することとします。

### Ⅲ 運營業務

#### (1) 運営体制の確保

- ① 運營業務及び維持管理業務に支障のないよう、管理要員を適切に配置することとしま

す。

- ② 管理要員のうち1名は、常時、総括的に判断できる者を配置することとします。（所長、副所長等）
- ③ 管理要員の配置に当たっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる専門的な知識や経験を有する者を配置することとします。
- ④ 運營業務、維持管理業務の従事者に対して、職員の育成及び運営に必要な研修を適宜実施することとします。

(2) 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて随時延長等を行うこととします。

(3) 運營業務

- ① 公園利用者の接遇、公園利用者への利用案内・利用指導
- ② 園内巡視（施設等の点検巡視、安全巡視、解説・案内等のコミュニケーションによる利用者対応）
- ③ 展示室、休憩室、掲示板などの運営
- ④ 県民やボランティア等との協働事業の推進
- ⑤ 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷
- ⑥ 自主事業の推進
  - (ア) 利用者サービス向上に寄与するイベントやSNSなど幅広い媒体を活用した情報発信などの積極的な実施
  - (イ) 現管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います。  
恩賜箱根公園ホームページ：<http://www.kanagawa-park.or.jp/onsisite/>
  - (ウ) 利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること。
- ⑦ 公園の適切な公衆衛生環境の確保に向けた取組みの推進
- ⑧ 公園に関する要望・苦情の聴取及び処理
- ⑨ 神奈川県都市公園条例第13条の行為の禁止の遵守
- ⑩ 地元自治体との連絡調整
- ⑪ 県西土木事務所小田原土木センターへの業務報告及び連絡調整
  - (ア) 業務日報に基づく月例業務報告
  - (イ) 苦情処理対応の記録及び報告
- ⑫ 事故及び緊急時等の対応
  - (ア) 利用者の保護、救護及び二次事故の防止
  - (イ) 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握
  - (ウ) 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び県西県西土木事務所小田原土木センターへの事故報告
  - (エ) 利用者の安全確保を図る観点から施設内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えること
- ⑬ 災害への対応
  - (ア) 集中豪雨、台風、強風・大雨等の警報発表時等、または、それらの警報発表に至

るおそれがあるときの警戒配備体制の設置、及び施設点検、被害状況報告と応急措置（一次対応は指定管理者、二次対応は県）

- (イ) 大雪警報発表時等、または、それらの警報発表に至るおそれがあるときの警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と除雪作業等の実施
- (ウ) 震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等の対応、関係機関への協力

#### IV 維持管理業務

##### (1) 共通事項

- ① 維持管理業務の対象はI-(4)に示す公園施設の維持管理（保守点検、修繕を含む）とします。
- ② 施設及び設備は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、早い段階での部品交換や施設の修繕を行うこととします。
- ③ 樹林地整備については、間伐を指定管理業務としていないため、県の業務としますが、園路、施設沿い、公園外周部の樹木の安全管理は、利用者の安全を確保するよう、別紙「維持管理基準書」を踏まえ必要に応じて適切に行うこととします。（ただし、指定管理者からの提案を妨げるものではありません。）

##### (2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準書」により、1年間の管理内容・数量の目安を示していますので、適切な維持管理により、公園の安全で快適な利用を確保することとします。

##### (3) 管理項目別の特記事項

本公園は、近代造園文化の発展に寄与した名勝地として、国登録記念物に登録されている公園であるため、箱根離宮跡地としての庭園管理を行うとともに、緑地の保全、優れた自然景観を眺望できる場を確保するよう努めてください。

特に留意すべき管理項目別の管理内容、管理レベルは以下のとおりです。なお、対象範囲の概要は別紙「維持管理基準書」の図面に示しています。

##### ① 芝生

広場を中心とした芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、修景性の高い芝生管理が要求されます。革靴等での利用でも可能なように、低めに刈り込み、雑草の進入は極力抑えるよう努めることとします。

##### ② 草地

草地環境を維持するため、定期的に除草等を行い、利用に支障のない管理レベルを維持することとします。

##### ③ 樹林地

中低木等植栽地を保全し、やすらぎのある空間づくりに努めることとします。

##### ④ 園路

園内には急勾配の園路や階段が多いことから、スベリによる転倒事故を防止するため、落葉清掃や冬季の凍結防止対策等を確実に行うこととします。

#### V 管理に要する経費

県が積算した指定管理料の金額は「公園関係資料」に記載しています。

## **VI 大震災等への対応**

指定管理者は、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」（参考資料1）に基づき、平常時、震災時の対応をすることとします。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示するとともに、日頃からの防災意識向上の取組みや行動訓練、地域との連携について、提案者の具体的な提案を期待します。

## **VII その他**

指定管理者は、公園運営に関する意見交換、情報交換の場をつくるなど、多様な利用者の意見を反映させた公園運営に努めることとします。

## **VIII 運営連絡協議会等への参加・協力**

本公園には、現在、公園の計画・整備・管理・運営に係る運営連絡協議会は設置されてはませんが、今後、そのような協議会が設置される場合には、事務局等として積極的に協力することとします。

# 公園関係資料

公園名：恩賜箱根公園

## 1. 経費等実績

### (1) 指定管理料の上限額

総額： 215,285千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

年額： 43,057千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

上記の金額は、

【①指定管理料＝総管理経費－②駐車場収入－③自動販売機利益】

の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、「3. 駐車場運営の状況」を参照し提案して下さい。

③自動販売機利益に該当する額については、「4. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

\*1 「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項【全公園共通編】」p17「10 管理に要する経費（1）指定管理業務に係る経費 ア 県が指定管理料を支払う施設」に示す計算式により、項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。

総額： 172,228千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）以下

\*2 過去3年間の収支決算状況は、参考資料3のとおりです。参考までにお知らせします。

\*3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

### (2) 光熱水費等（平成29年度～令和元年度）

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成29年度	1,792	455	1,005	542
平成30年度	1,975	495	796	535
令和元年度	1,734	444	629	550
平成29～令和元年度平均	1,834	464	810	542

※表示は千円単位だが、小数点以下があるため

平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。（四捨五入表示）

(3) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時	人数
湖畔展望館	機械警備	午後5時15分～午前8時30分	

※ 上記の警備時間は現指定管理者の実績であり、職員の勤務体制に応じて、適切に警備時間を設定するものとする。

(4) 設備一覧（法定点検が必要な設備）

設置場所	設備名称	備考
園内	受水槽、高置水槽	2箇所
湖畔展望館	消防用設備	
同上	200 m <sup>2</sup> を超える建築物及び建築設備	建築物（3年ごとに報告） 建築設備（毎年報告）

(5) 主要建築物一覧表

名称	設置年月日	延床面積	構造等
管理事務所（湖畔展望館）	H4. 7. 23	400.00 m <sup>2</sup>	RC造2階建て
管理詰所	S38. 3. 30	51.28 m <sup>2</sup>	木造平屋建て(地階付)

## 2. 公園利用者数

### (1) 公園利用者数（平成29年度～令和元年度）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29年度	35,545	39,449	29,666	30,732	36,661	33,688	40,413	43,102	30,069	21,735	19,212	29,346	389,618
H30年度	41,580	38,331	27,957	26,037	31,070	26,353	40,853	39,612	21,030	18,699	16,075	28,053	355,650
R元年度	32,743	36,866	26,391	22,378	28,171	27,037	23,815	31,693	15,282	13,481	12,075	14,596	284,528
H29～R元年度平均	36,623	38,215	28,005	26,382	31,967	29,026	35,027	38,136	22,127	17,972	15,787	23,998	343,265

## 3. 駐車場運営の状況

運営方法や駐車料金の設定は、指定管理者決定後に県と協議の上、決定することとなります。

6

### (1) 駐車場収入（平成29年度～令和元年度）

（金額：円）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29年度	2,491,180	3,235,110	2,213,680	2,440,810	3,455,300	2,401,290	2,403,430	3,202,010	1,919,180	1,863,120	1,136,610	2,142,760	28,904,480
H30年度	2,922,450	2,753,970	1,757,910	2,005,270	2,916,210	1,846,810	2,500,520	2,791,580	1,596,420	1,659,790	1,103,690	2,145,380	26,000,000
H元年度	2,460,050	2,757,190	1,615,220	1,718,790	2,720,100	1,887,090	1,336,160	2,513,960	1,313,590	1,509,570	1,023,680	1,351,000	22,206,400
H29～R元年度平均	2,624,560	2,915,423	1,862,270	2,054,957	3,030,537	2,045,063	2,080,037	2,835,850	1,609,730	1,677,493	1,087,993	1,879,713	25,703,627

(2) 運営状況

駐車場名	収容台数			料金制度	有料期間
	大型	普通	二輪		
	9	62	10	時間制	年間毎日
				二輪車は 1回制	
計	9	62	10		

(金額：円)

有料時間	駐車料金			
	料金制度	大型	普通	二輪
7:00～21:00 (入場は19:00まで)	1時間ごと	850	320	
	1回あたり			110

(3) 駐車場台数実績 (平成29年度～令和元年度)

(単位：台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型	H29年度	341	329	264	257	203	339	543	404	281	214	219	252	3,646
	H30年度	412	407	327	229	171	261	523	402	148	163	141	227	3,411
	R元年度	281	397	319	197	125	262	331	275	66	75	38	27	2,393
	H29～R元年度平均	345	378	303	228	166	287	466	360	165	151	133	169	3,150
普通車	H29年度	5,451	6,670	4,757	5,090	7,116	5,010	4,662	6,713	4,698	3,289	2,610	4,802	60,868
	H30年度	6,250	5,480	3,705	4,202	6,036	3,966	4,958	5,858	3,772	3,039	2,606	4,735	54,607
	R元年度	5,357	5,212	3,395	3,616	5,775	4,122	2,633	5,146	3,153	2,617	2,633	3,370	47,029
	H29～R元年度平均	5,686	5,787	3,952	4,303	6,309	4,366	4,084	5,906	3,874	2,982	2,616	4,302	54,168
二輪車	H29年度	101	139	78	92	77	88	45	90	37	19	12	58	836
	H30年度	100	131	57	69	86	49	101	100	22	23	11	33	782
	R元年度	75	138	51	34	71	69	43	109	30	13	23	36	692
	H29～R元年度平均	92	136	62	65	78	69	63	100	30	18	15	42	770

#### 4. 自動販売機の状況

(金額：円)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29年度	66,072	129,196	61,006	87,193	165,200	79,072	87,711	94,660	48,763	61,279	24,202	27,867	932,221
H30年度	127,600	82,338	78,558	109,881	131,299	80,448	88,305	93,513	52,057	50,689	30,993	42,833	968,514
R元年度	100,519	109,218	56,395	65,764	129,654	97,985	38,693	81,049	22,924	33,388	13,546	146	749,281
H29年度～R元年度平均	98,064	106,917	65,320	87,613	142,051	85,835	71,570	89,741	41,248	48,452	22,914	23,615	883,339

## 5. 管理許可施設等の状況

### (1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

施設名	区分	面積等(m <sup>2</sup> )	使用料(円)	光熱水費の負担	備考
恩賜箱根公園駐車場	管理	4,596.00	3,760,416		有償部分面積 3,298.79m <sup>2</sup>
駐車場料金徴収所	設置	18.88	19,575	○	
駐車場倉庫	設置	2.92	3,015		
自動販売機 3 基	設置	3.34	3,465	○	駐車場内
飲料水自動販売機 1 基	設置	0.79	13,190	○	展望館内
抹茶提供場所	設置	6.55	43,578		展望館内
計			3,843,239		

### (2) 指定管理者以外の者が管理（設置等）している施設

施設名	区分	面積等(m <sup>2</sup> )	光熱水費の徴収	備考
オシドリ等鴨類の動物舎	管理	1,149.88	—	
箱根資料館、周辺の広場及び植栽	設置	4,076.53	—	
歌碑「箱根八里」	設置	23.16	—	
観光案内板	設置	12.00	—	
石刻碑「箱根の温泉」	設置	4.50	—	
自動販売機 1 基	設置	0.76	—	
計				

6. 県所有物一覧（貸与物品）

令和2年度県所有物品一覧(備品)

恩賜箱根公園

番号	品名	規格・寸法等	単位	数量	摘要
1	カウンター	SL-12	1	脚	19141102030
2	カウンター	SL-12	1	脚	19141102031
3	長机	DC6160NK	1	脚	19141102035
4	長机	DC6160NK	1	脚	19141102036
5	長机	DC6160NK	1	脚	19141102037
6	長机	DC6160NK	1	脚	19141102038
7	長机	DC6160NK	1	脚	19141102039
8	長机	DC6160NK	1	脚	19141102040
9	ラミネーター	H320-K5	1	台	19141109014
10	望遠鏡	ニコン 30×80	1	台	19141111009
11	チェーンソー	G2500-EZ	1	台	19141114011
12	エンジンブロワ	コマツ ゼノア EBZ-4800	1	台	19141115029
13	ブロワ	ロビン FL500	1	台	19141115051
14	ネットワークカメラ装置	ネットワークカメラ ほか	1	式	19141115072
15	エンジンブロワ	ゼノア EBZ5100	1	台	19141115073
16	エンジンバキューム・ブロワ	ハンディ ゼノア HB2320	1	台	19141115074
17	除雪機	小型ハイブリッド ホンダ HSS1170i (J)	1	台	19141115075
18	リチウムイオン蓄電池	パナソニック LJ-SF50AK	1	台	19141115094
19	傘立	US-30	1	台	19141119003
20	傘立	US-30	1	台	19141119004
21	ダストボックス	可燃物用	1	個	19141119005
22	ダストボックス	不燃物用	1	個	19141119006
23	車いす	身障者用車椅子	1	台	19141119009
24	車いす	身障者用車椅子	1	台	19141119010

## 7. その他資料

### (1) 主なイベント活動

イベント名称	開催時期	イ ベ ン ト 内 容
「箱庭さんぽ」公園ガイドツアー	4月～11月	歴史的スポットや眺望が美しい場所を巡る公園ガイドツアー
牡丹展	4月・1月	牡丹の展示・即売会
春の野点	5月	茶席（お客様自身でお茶を点てる体験コーナーも設置）
バラ展	6月	鉢バラの展示・即売会
秋の野点	10月	茶席（お客様自身でお茶を点てる体験コーナーも設置）
サクラソウ展	2月	サクラソウの展示・即売会
フォトコンテスト入賞作品展	3月	写真展示

### (2) 主なボランティア活動

活動名	活動実績	活動内容
	特記なし	